経営会議・会議録概要

Ⅰ、日　時 令和４年３月１５日（火）　午前９時～９時２５分

Ⅱ、場　所 委員会室

Ⅲ、出席者 経営会議構成員（政策推進部長欠席）

政策推進部総括次長、危機管理室課長参事

政策推進部戦略企画課長、同課長補佐

Ⅳ、案　件

１　大東市地域防災計画について

２　その他

Ⅴ、内　容

【副市長】

* 経営会議を開催する。
* 本日は、「大東市地域防災計画」の改訂について、審議する。
* それでは市長より一言頂戴する。

【市長】

* 経営会議そのものについて、改めてみなさんにお願いしたい。
* 施策の実行については、市の一歩一歩の歩みが市民生活にダイレクトにつながる。
* 経営会議は、非常に重要な市政の１つひとつを、幹部のみなさんの熟慮の中で決定していくものなので、疑義や疑念、それぞれの思いがあればしっかりと発言してもらいたい。そのことが健全な経営会議、市政へとつながるのでよろしくお願いする。

【副市長】

* それでは、「大東市地域防災計画」について審議を行う。

【危機管理監】

* 本日は、タイトなスケジュールの中、集まっていただきお礼を申し上げる。これまでパブリックコメント、各部等への照会、２月の幹部会議、３月１日に大東市防災会議を開催した。これらの経過を踏まえて担当より説明させていただく。

【危機管理室課長参事】

《配布資料に沿って説明》

【副市長】

* ただいまの説明で意見、質問はあるか。

【福祉・子ども部長】

* 現在、民間福祉連携施設については、一定数の施設と提携できるよう危機管理室と調整しながら行っている。公の福祉避難所に関しても、令和４年度に整備したいと考えている。
* 個別避難計画の作成については、対象者が４，０００人のうち、名簿作成の合意を得たのは約２，０００人。個々人の計画を作成するのは容易でないが、優先順位をつけながら対応していきたい。

【保健医療部長】

* 個別避難計画については、地域防災計画が改定されれば、危機管理室、福祉・子ども部、保健医療部で早急に調整し取り組んでいきたい。
* 質問だが、この地域防災計画の策定権者は、誰になるのか。

【危機管理室課長参事】

* 法律に基づき、大東市防災会議が決定する。

【政策推進部戦略企画課長】

* 「大東市議会の議決すべき事件を定める条例」において議決対象となっており、市としての政策決定を行うものである。

【理事・議会事務局長】

* 議会への提案はいつ頃予定か。

【危機管理監】

* 令和４年６月定例月議会への提案に向けて進めている。

【副市長】

* それでは最後に市長より一言頂戴する。

【市長】

* 現在、防災アプリの作成など防災に関する様々なアプローチが進んでいる。
* また、要支援者に対するアプローチについても、行政のみならず、自治区・自治会にも理解を深めていただき、危機管理室が先頭に立ち、福祉・子ども部、保健医療部の他、総力を挙げて取り組んでいただきたい。

【副市長】

* ただいま説明のあったとおり『大東市地域防災計画』として決定し、これをもって令和４年６月議会に提案するということで、よろしいか。
* あわせて、軽微な文言修正は事務局に委ねることとしてよろしいか。

（異議なし）

【副市長】

* それでは、これにて経営会議を閉会する。

　（以上）